

鎌倉市通所系介護事業者連絡会会則

(設置)

第1条 通所介護事業者の効果的・効率的運営を図るため、鎌倉市通所系介護事業者連絡会（以下「連絡会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鎌倉市と通所系介護事象者の連絡調整に関すること。
- (2) 通所系介護事業者間の情報交換及び連携に関すること。
- (3) 通所系介護事業者間の資質向上及び情報共有化に向けての研修会等の実施。

(組織)

第3条 連絡会は、市内の通所系介護事業者をもって組織する。

(世話人会)

第4条 連絡会を運営するにあたり、世話人およびサポーターを若干名置き、別表に掲げる世話人会を構成する。

- (2) 世話人の選任は、連絡会において承認する。
- (3) 世話人会は連絡会が円滑に運営されるようにその業務を行う。
- (4) 世話人会の開催は、必要に応じて代表が招集し、その議長となる。

(代表及び副代表)

第5条 連絡会に代表及び副代表を1人置き連絡会の互選により定める。

- (2) 代表は、連絡会の会務を総理し、連絡会を代表する。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時は、その職務を代理する。
- (4) 代表及び副代表の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、代表が招集し開催する。

- (2) 協議の内容により、会議はオブザーバーを招くことができる。

(秘密の保持)

第7条 連絡会の会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局を、特定非営利活動法人かまくら地域介護支援機構に置く。

(運営)

第9条 世話人会にて決議された各事業の活動をする際は、必要に応じてサポーターを各事業所より募り協力を求めていくこととする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会に必要な事項は、代表が連絡会に諮って定める。

(附則)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。